

一般社団法人福島県電設業協会定款

第 1 章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、一般社団法人福島県電設業協会（以下「本協会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 本協会は、主たる事務所を福島市に置く。

- 2 本協会は、総会の決議により、従たる事務所を置くことができる。
- 3 従たる事務所に関し必要な事項は、総会において別に定める。

第 2 章 目的及び事業

(目 的)

第3条 本協会は、会員相互が連携協力し、電気設備工事業の経営の合理化及び技術の研鑽を図ることを通して、会員の資質向上活動を推進し、もって、電気設備工事産業の健全なる発展及び地域社会の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事 業)

第4条 本協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 電気設備工事業の経営の合理化及び技術の研鑽に関する調査指導
- (2) 電気設備工事に関する法令規則等の調査並びに統計資料の作成及び刊行物の発行
- (3) 電気設備工事に関する講習会、研修会及び講演会の開催
- (4) 会員の企業倫理の向上を図るための活動
- (5) 関係機関及び関係団体等との連携による上記各事業の推進のための活動
- (6) その他本協会の目的を達成するために必要な事業

第 3 章 会 員

(法人の構成員)

第5条 本協会は次の会員をもって構成する。

- (1) 正会員 建設業法（法律第 100 号）第 3 条第 1 項に規定する建設業許可のうち電気工事業の許可を受けた者で福島県内に主たる事業所を有し、本協会

の目的に賛同して入会した者

(2) 賛助会員 前号以外の者で本協会の目的に賛同し入会した者

2 前項の会員のうち正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般社団・財団法人法」という。)上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 本協会の会員になろうとする者は、理事会の定めるところにより申込みをし、その承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第7条 会員は、本協会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、社員総会において別に定める入会金及び会費(以下「会費等」という)を支払う義務を負う。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 正会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) 本協会の事業を妨げ又は妨げようとする行為のあったとき。
- (2) この定款その他の規則に違反したとき。
- (3) 本協会の名誉を棄損し、又は本協会の目的に反する行為をしたとき。
- (4) その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、当該会員に対し、総会の決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、正会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 福島県内において建設業法(法律第100号)第3条第1項に規定する建設業許可のうち電気工事業の許可を取り消されたとき。
- (2) 当該会員が死亡し、若しくは失踪の宣告を受け、又は解散したとき。
- (3) 正当な理由なく、第7条の支払義務を6箇月以上履行しなかったとき。

2 第8条の場合のほか、賛助会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 当該会員が死亡し、若しくは失踪の宣告を受け、又は解散したとき。
- (2) 禁固以上の刑に処せられたとき。
- (3) 破産手続開始の決定を受けたとき。
- (4) 正当な理由なく、第7条の支払義務を6箇月以上履行しなかったとき。
- (5) 本協会の名誉を棄損し、又は本協会の目的に著しく反する行為をする等賛助会員としてふさわしくないと理事会が決議したとき。

(会員の届出義務)

第11条 会員は、次の各号の1に該当するときは14日以内に会長にその旨を届出なければならない。

- (1) 商号、代表者名又は主たる事業所の住所を変更したとき。
- (2) 事業を休業又は廃業したとき。

(拠出金品の不返還)

第12条 会員が既に納入した入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第4章 総 会

(種 別)

第13条 本協会の総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。

(構 成)

第14条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって一般社団・財団法人法上の社員総会とする。

(権 限)

第15条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 正会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第16条 定時総会は、毎事業年度終了後3箇月以内に1回開催し、臨時総会は、必要が

ある場合に開催する。

(招 集)

第17条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議 長)

第18条 総会の議長は、当該総会において出席した正会員又は法人正会員の指定代表者中から選出する。

(議決権)

第19条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決 議)

第20条 総会の決議は、総正会員の過半数が出席し、出席した正会員の過半数をもって決する。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 正会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

(議決権の代理行使)

第21条 総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人としてその議決権を行使することができる。この場合、当該正会員又は代理人は委任状その他の代理権を証明する書面を会長に提出しなければならない。

2 前項の代理権の授与は、総会ごとにしなければならない。

(書面による議決権の行使)

第22条 総会に出席できない正会員は、議決権行使書によって議決権を行使するこ

とができる。

2 前項の規定により議決権を行使する場合は、議決権行使書を当該総会の招集通知に記載された期日までに会長に提出しなければならない。

3 前項の規定により行使した議決権の数は、出席した正会員の議決権の数に算入する。

(議事録)

第23条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び当該総会において選任された議事録署名人は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第5章 役員、顧問、相談役

(役員を設置)

第24条 本協会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 15名以上 18名以内
- (2) 監事 2名以上 4名以内

2 理事のうち、1名を会長、2名以上3名以内を副会長とし、1名を専務理事とする。

3 前項の会長をもって、一般社団・財団法人法上の代表理事とし、副会長及び専務理事をもって、同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(親族等の制限)

第25条 理事のうち、理事のいずれかの1名と次の各号で定める特殊の関係のある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

- (1) 当該理事の配偶者
- (2) 当該理事の三親等以内の親族
- (3) 当該理事と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- (4) 当該理事の使用人
- (5) 前各号に掲げる者以外の者で当該理事から受ける金銭その他の資産によって生計を維持しているもの
- (6) 前3号に掲げる者と生計を一にするこれらの者の配偶者又は三親等以外の親族

2 監事には、本協会又はその子法人の理事(親族その他特殊な関係があるもの

を含む)若しくは使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係があつてはならない。

(役員を選任)

第 26 条 理事及び監事は、総会において、正会員又は法人正会員の指定代表者のうちから選任する。ただし、特に必要があると認められる場合は、理事及び監事の各 1 人を正会員以外の者から選任することを妨げない。

2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 理事及び監事の選任に関する事項は、総会において別に定める。

4 理事又は監事に異動があつたときは、2 週間以内に登記し、遅滞なくその旨を行政庁に届け出なければならない。

(理事の職務及び権限)

第 27 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本協会を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐し、本協会の業務を執行する。

4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、会長の指示を受けて、本協会の業務を処理する。

5 会長、副会長及び専務理事は、毎事業年度に 4 箇月を超える間隔で 2 回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 28 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

4 監事は、前項に規定する場合において、必要があると認めるときは、理事(一般社団・財団法人法第 93 条第 1 項ただし書に規定する場合にあつては、招集権者)に対し、理事会の招集を請求することができる。

5 前項の規定による請求があつた日から 5 日以内に、当該請求があつた日から 2 週間以内の日を理事会開催の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合は、その請求をした監事は、理事会を招集することができる。

(役員任期)

第 29 条 理事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 監事の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 増員により選任された理事及び監事の任期は、他の理事及び監事の任期の満了する時までとする。

5 理事又は監事は、第 24 条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 30 条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。ただし、監事の解任については、第 20 条第 3 項の決議による。

(報酬等)

第 31 条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、総会において定める総額の範囲内で総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を支給することができる。

(責任の免除または限定)

第 32 条 本協会は、一般社団・財団法人法第 111 条第 1 項に規定する役員等の損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令で定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、これを免除することができる。

2 本協会は、一般社団・財団法人法第 115 条第 1 項の規定により、外部役員等（一般社団・財団法人法第 113 条第 1 項第 2 号ロに規定する外部理事及び同法第 115 条第 1 項に規定する外部監事をいう。）との間で、前項の賠償責任について、当該外部役員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金 10 万円と、法令に定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度とする旨の契約を外部役員等と締結することができる。

(顧問及び相談役)

第 33 条 本協会に、任意の機関として顧問及び相談役を各々 1 名置くことができる。

2 顧問及び相談役は、次の職務を行う。

- (1) 会長の相談に応じること。
- (2) 理事会から諮問された事項について参考意見を述べること。
- 3 顧問及び相談役の選任及び解任は、理事会において決議する。
- 4 顧問及び相談役の報酬は、無償とする。ただし、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

第6章 理 事 会

(構成)

第34条 本協会に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第35条 理事会は、この定款に定めるもののほか、次の職務を行う。

- (1) 本協会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職

(招集)

第36条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(議長)

第37条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故がある時は、当該理事会において定めた者が議長となる。

(決議)

第38条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 本協会は、理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(理事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

- 2 当該理事会に出席した会長及び監事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第7章 支 部

(支 部)

第40条 本協会は、従たる事務所のほか、第3条に定める目的を達成するため及び本協会と会員との連絡調整を図るため支部を置く。

- 2 支部に関し必要な事項は、総会において別に定める。

第8章 委 員 会

(委員会)

第41条 本協会は、第4条に定める事業を円滑に実施するため、必要に応じて、理事会の決議により、委員会を置くことができる。

(委員会規程)

第42条 前条の委員会の任務、構成及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第9章 資産及び会計

(事業年度)

第43条 本協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(資産の管理)

第44条 本協会の資産は会長が管理し、その方法は、理事会の決議により別に定める。

(事業計画及び収支予算)

第45条 本協会の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 46 条 本協会の事業報告及び決算については 毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号及び第 4 号の書類については定時総会に提出し、第 1 号の書類については、その内容を報告し、第 3 号及び第 4 号の書類については、承認を受けなければならない。

3 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(剰余金)

第 47 条 この法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第 10 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 48 条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解 散)

第 49 条 本協会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 50 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 1 7 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第11章 事務局

(設置等)

第51条 本協会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、所要の職員を置く。
- 3 事務局長は、理事会の承認を得て、会長が任免する。
- 4 前項以外の職員は、会長が任免する。
- 5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第12章 公告の方法

(公告)

第52条 本協会の公告は、本協会の主たる事務所の掲示場に掲示し、福島県において発行する福島民報新聞及び福島民友新聞に掲載してする。

第13章 補 則

(委任)

第53条 この定款に定めるもののほか、本協会の運営に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 本協会の最初の会長は、次のとおりとする。
(会長) 松 崎 勉
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立登記を行ったときは、第43条の規定にかかわらず、解散登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

附 則

- 1 この定款は、平成 24 年 12 月 3 日より施行する。但し、変更後の第 47 条及び第 50 条の規定については設立当初の平成 24 年 10 月 1 日に遡って施行し、また、変更後の第 24 条の規定は平成 25 年度事業年度において最初に開催する定時総会の日から施行する。

附 則

- 1 この定款は、平成 25 年 5 月 31 日より施行する。(第 26 条に条文を追加)